

庄内町環境白書

令和6年度版

庄 内 町

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 庄内町の現状	3
第3章 目標の達成状況	4
第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況	5
1、自然環境の保全、変化の抑制	5
1-1、森林の適正な保全	
1-2、自然に配慮した水辺環境の整備	
1-3、森や水とふれあう場の創出	
1-4、農地の適正な保全	
1-5、環境保全型農業の推進と食の安全の確保	
2、安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全	14
2-1、大気汚染の発生源対策の推進	
2-2、排水の適正な処理の推進	
2-3、生活環境を守るための監視体制の充実	
2-4、土壌汚染対策の推進	
3、歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出	24
3-1、風土に根ざした歴史文化の保存・伝承	
3-2、美しいふるさとの景観の保全	
3-3、快適で豊かな街並みの整備	
4、持続的発展可能な循環型社会の形成	27
4-1、省エネルギー活動の推進	
4-2、再生可能エネルギーの利活用	
4-3、資源の有効利用及びごみの排出抑制	
4-4、ごみの分別・リサイクルの徹底	
4-5、廃棄物回収・処理の適正化	
5、広報、学習、啓発、町民参加の推進	35
5-1、環境調査・学習の推進	
5-2、環境活動への主体的な参加の促進	
5-3、環境保全の普及・啓発	
第5章 重点プロジェクトの取り組み状況	39
重点プロジェクト① ごみ減量とリサイクル推進	
重点プロジェクト② 再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進	

第1章 はじめに

1 環境白書について

「庄内町環境白書」は、平成29年3月に策定された「第二次庄内町環境基本計画」に基づき、町が講じた環境施策の状況や町の環境状況について、広く町民・事業者の皆様にお知らせするため、毎年作成するものです。

令和6年度版の環境白書では、令和5年4月から令和6年3月までの状況についてまとめています。

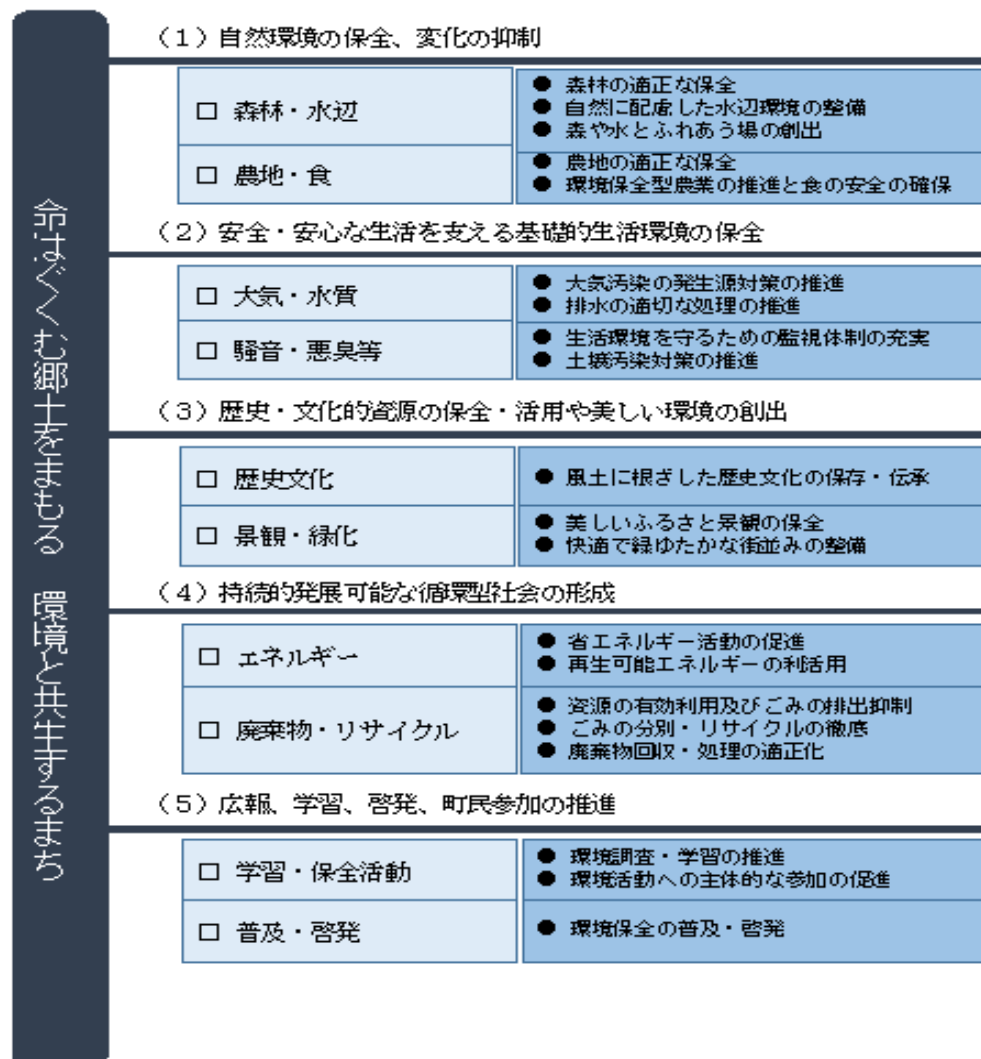
2 環境基本計画の概要

近年、地球温暖化への対策は緊急性を増し、持続可能な社会の形成に欠かせない資源・エネルギーの循環的利活用、大気や水質などの環境保全是引き続き重要な環境問題となっており、関係法律や計画の整備が進んでいます。加えて、東日本大震災以降全国的に広がる省エネ行動など、環境政策や社会状況が大きく変化しています。

こうした背景に対応しながら、町・町民・事業者が相互に協力し、様々な環境課題に取り組んでいくため、平成29年3月に「第二次庄内町環境基本計画」が策定されました。

計画の体系については、次の体系図のとおりです。

環境基本計画の体系図



3 環境をめぐる社会の動向

気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化は、環境問題の枠にとどまらず、経済・社会にも大きな影響を与える問題として認識され、世界は危機に直面しています。

こうした環境の危機に的確に対応するため、令和6年には第六次環境基本計画が閣議決定されました。この計画は、環境基本法に基づく、政府全体の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。今回の一番の特徴は、この計画が目指すべき最上位の目的として、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を位置付けられました。

4 庄内町の環境をめぐる動向

本町では、地域循環型農業、廃棄物適正処理、地球温暖化防止活動、自然環境保全等、多岐にわたる環境分野において積極的な取り組みが行われています。

環境に配慮した持続的発展が可能な豊かで美しいまちづくりのため、平成29年に「第二次庄内町環境基本計画」も策定され、環境政策の転換点を迎えました。



第2章 庄内町の現状

1 地勢

庄内町は、山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の一つ最上川に沿う、南北に長い地形です。総面積は249.17km²となり、県内で12番目の広さです。

本町の位置

方位	経緯度	地名	距離
極 東	東経 140 度 03 分	庄内町肝煎字丑ノ澤	22.2km
極 西	東経 139 度 51 分	庄内町西野字内畑	
極 南	北緯 138 度 31 分	庄内町立谷沢字西山	38.9km
極 北	北緯 138 度 52 分	庄内町榎木字堂地野	

2 気候

一般には海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬期間は南部の山間地（月山山麓）に近づくほど積雪量が多くなります。平地では、冬は北西（日本海）からの季節風が激しく、また、春から秋にかけては、最上川溪谷から東南東の強風、清川ダシが吹き荒れる地域です。

庄内町の気象データ

	降水量 (mm)		気温 (℃)			風速 (m/S)			年間日照 時 間	降雪量 合計 cm
	年間	最高/日	平均	最高	最低	平均	最大	風向		
令和元年度	1,665	78	12.6	35.8	-5.1	3.9	16.8	西北西	1,631.6	360
令和2年度	2,110	103	12.8	35.0	-5.2	3.8	18.9	東南東	1,361.3	130
令和3年度	1,858	68	12.7	36.7	-6.5	3.9	20.7	西	1,528.4	466
令和4年度	1,888	70	13.6	33.6	-6.2	3.7	18.1	西北西	1,523.5	646
令和5年度	1,923	75	13.6	37.5	-8.6	3.7	17.3	北北西	1,745.7	390

気象庁「気象統計情報」(観測地点：狩川)

3 人口

庄内町の人口及び世帯数の推移 (令和6年3月末日の人口)

年度	人口	人口増減 (前年度比)	世帯数	世帯数増減 (前年度比)
令和元年度	20,850 人	-369 人	7,119 世帯	23 世帯
令和2年度	20,504 人	-346 人	7,124 世帯	5 世帯
令和3年度	20,157 人	-347 人	7,112 世帯	-12 世帯
令和4年度	19,763 人	-394 人	7,116 世帯	4 世帯
令和5年度	19,308 人	-455 人	7,088 世帯	-28 世帯

山形県社会的移動人口調査

第3章 目標の達成状況

基本目標 個別目標	指 標 名	基準値 平成 27 年度	実績値 令和 5 年度	目標値（基準値） 令和 7 年度
1-1	林野面積	15,488ha	15,487ha	15,488ha
1-1	森林環境緊急保全対策事業	24.9ha	2.0ha	30ha
1-2	水辺環境を保全する NPO 等の団体数	11 団体	20 団体	13 団体
1-3	自然観察会・野生動植物の学習会等開催回数	5 回	7 回	5 回
1-4	グリーン・ツーリズム推進事業参加者数	386 名	6 名	400 名
2-1	二酸化硫黄の濃度（日平均値の年間 2%除外値）	0.001ppm	0.001ppm	0.04ppm 以下
2-1	二酸化窒素の濃度（日平均値の年間 98%値）	0.008ppm	0.005ppm	0.06ppm 以下
2-1	浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の年間 2%除外値）	0.040 mg/m ³	0.025 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下
2-2	町全体生活排水処理率	86.7%	91.1%	92.0%
2-2	公共下水道区域生活排水処理率	84.6%	90.0%	99.4%
2-2	農業集落排水区域生活排水処理率	95.4%	97.4%	99.4%
2-2	合併処理浄化槽区域生活排水処理率	68.8%	74.8%	77.7%
2-2	最上川（砂越） BOD75%値	0.8 mg/ℓ	1.1 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下
2-2	京田川（亀井橋） BOD75%値	1.0 mg/ℓ	1.6 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下
2-2	立谷沢川（東雲橋） BOD75%値	0.5 mg/ℓ	0.5 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下
2-3	悪臭苦情件数	4 件	1 件	0 件
2-3	騒音苦情件数	0 件	3 件	0 件
2-3	振動苦情件数	0 件	0 件	0 件
3-1	自然の中で歴史文化に親しむ事業への参加者数	212 名	14 名	250 名
3-3	花のまちづくり事業参加団体数	171 団体	153 団体	185 団体
4-1	町民節電所による CO ₂ 排出量削減（平成 15 年度からの累計）	83.6 t	88.3t	130 t
4-2	新エネルギー導入比率	13%	93.5%	(R2) 84.0%
4-2	風力発電量	9,815MWh	674,069MWh	(R2) 71,811MWh
4-3	総ごみ排出量	8,168.29 t	7,058.42 t	8,000 t
4-3	リサイクル率	22.02%	14.48%	23.0%
4-5	不法投棄件数（前年度未解決分を含む）	45 件	47 件	0 件
5-2	環境活動団体数	282 団体	246 団体	300 団体
5-2	資源回収推進事業実施団体数	100 団体	83 団体	102 団体

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

自然

1、自然環境の保全、変化の抑制

□ 森林・水辺

環境指標	基準値 平成27年度	現状値 令和5年度	目標値 令和7年度
林野面積	15,488ha	15,487ha	15,488ha
森林環境緊急保全対策事業（やまがた緑環境税）	24.9ha	2.0ha	30ha
水辺環境を保全するNPO等の団体数	11団体	20団体	13団体
自然観察会・野生動植物の学習会等開催回数	5回 (73名)	7回 (104名)	5回 (70名)

《1-1、森林の適正な保全》

森林の多様な機能維持に向けた施策を推進します

1 林野面積 【環境指標】

林野面積の内訳は以下のとおりです。

林野面積

単位：ha

年 度	国有林	民有林（公有林含む）	合計
平成26年度	11,367	4,121	15,488
平成27年度	11,367	4,121	15,488
平成28年度	11,367	4,121	15,488
平成29年度	11,366	4,102	15,468
平成30年度	11,366	4,121	15,487
令和元年度	11,366	4,121	15,487
令和2年度	11,366	4,121	15,487
令和3年度	11,366	4,121	15,487
令和4年度	11,366	4,121	15,487

※令和4年度値が最新値

山形県林業統計

2 ナラ枯れ被害の概況

ナラ枯れの庄内地域の被害概況は、平成22年度をピークに減少傾向にあり、現在の本町の被害本数については、0本となっております。

町民と町の協働による森林管理活動を実施します

1 御殿林散策路の整備

森林浴や健康増進の場として利用できるよう、御殿林散策路に木材チップを敷設しました。

2 町有林の保全

やまがた緑環境税による保全管理事業として、北月山自然の森 2.0ha で下刈りを実施しました。

《1-2、自然に配慮した水辺環境の整備》

自然特性に合った多様な動植物が生息できる水辺空間を創出します

1 水辺環境を保全する NPO 等の団体 【環境指標】

水生生物や希少植物の保全、河川清掃等の水辺環境を保全する活動を行っている NPO 等の団体が 20 団体あります。

2 河川除草

河川の除草や清掃を町民の協力を得ながら行いました。

- ① 京田川堤防 京田川堤防除草組合
- ② 最上川堤防 庄内町最上川堤防除草管理組合連合会
- ③ 立谷沢川沿川一級河川及び普通河川堤防（立谷沢地区 8 団体）
- ④ 宇津野沢川 南部耕地管理組合、千本杉生産組合

3 きれいな川で住みよいふるさと運動

山形県と市町村が主催する「きれいな川で住みよいふるさと運動」について、町民の参加を得ながら河川敷の清掃、空き缶やごみ拾い、除草等の愛護活動を行いました。

きれいな川で住みよいふるさと運動実施状況

実 施 場 所	参加者数	延長・面積
最上川（河川グラウンド～清川第一樋管）	※悪天候のため中止	延長 0.88 km 面積 1.91ha
玉川	23 名	
科沢川	未実施	
加久間沢川	未実施	
毒矢沢川	9 名	
栃ノ木沢川	9 名	
板敷沢川	6 名	
合 計	47 名	

4 生態系に配慮した工事

護岸の工法に多自然型ブロックや、籠マット工法を採用し、魚の棲める空間づくりに努め、生態系の保全に配慮しています。

5 希少動植物の保護活動

町内のボランティア・NPO 団体が、希少動植物の保護活動を行っています。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 家根合生態系保全センター | 絶滅危惧種メダカの保護・増殖、他自然環境学習 |
| ② 落合グランドデザイン研究会 | 絶滅危惧種メダカの保護・増殖、他自然環境学習 |
| ③ あらなべ内川アサザの会 | 希少植物アサザの生育・保全等 |

町民と町の協働による水辺地の保全・美化活動を推進します

1 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業認定団体

「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」は、地域住民及び企業等の団体「河川愛護活動団体」が県と市町村の支援のもとに、河川等の環境保全・清掃美化のためのボランティア活動を実施します。建設機械等を有する地域の企業「河川愛護活動支援企業」が河川愛護活動団体の活動を支援することにより、県民・企業・行政の協働による河川等の良好な環境形成を促進するとともに、河川愛護の意識醸成による環境と共生した地域づくりを推進することを目的とするものであり、令和5年度は、庄内町からは次のとおり認定がありました。

河川愛護活動団体

団体名	活動場所	場所	延長	延べ人数	活動内容
株式会社狩川佐藤組	京田川	千本杉	300m	33 人	草刈・ごみ拾い
今野建設株式会社	京田川	落合	300m	4 人	河川清掃・河川美化啓発チラシ配布
佐藤建設株式会社	立谷沢川	瀬場	250m	9 人	河川ごみ回収作業、草刈
上野建設株式会社	京田川	生三	400m	16 人	草刈・ごみ拾い
日本一の清流・立谷沢川を創る実行委員会	立谷沢川	瀬場	6,500m	179 人	草刈・ごみ拾い

2 清流 立谷沢川

立谷沢川は、度々山形県内で最もきれいな川にランクインし、平成20年6月には環境省が認定する「平成の名水百選」に認定されました。河川流域には、希少な植物群落や水生植物が分布し、動植物についても、マダラナニワトコ（県絶滅危惧Ⅱ類、国絶滅危惧Ⅰ類）など昆虫類の希少種も生息しています。

河川のほとりには、清川河川公園や南部山村広場など、親水広場も数箇所整備されており、住民が水とふれあうことができる環境も整っています。

本河川はその昔、羽黒権現の御手洗として崇敬され、上流部には修験の秘所があります。かつて、出羽三山参りの表参道として賑わった本河川流域は、義経伝説や芭蕉上陸、清河八郎生誕の地といった山岳信仰や最上川舟運を背景とした歴史・文化に彩られており、優れた自然環境とこれら地域個性を活かした地

域づくり活動も活発に行われています。

平成25年3月に水資源の保全に関し基本となる事項、水資源保全地域における土地取引及び土地利用の事前届出制度などについて定め、水資源の保全を図ることを目的として山形県水資源保全条例が制定され、平成26年3月に庄内町立谷沢川地区水資源保全地域を指定しました。

《1-3、森や水とふれあう場の創出》

森林とのふれあい・学習の機会や交流活動を推進します

1 庄内まるごとトレッキング

森林浴や各コースにまつわる歴史、森林機能の働きについて体験・学習の場を提供しました。

開催日：10月14日（土） 北月山登山道コース（参加者15名）

10月28日（土） 板敷古道コース（参加者14名）

2 森林体験学習

風車村等を会場に森林体験学習事業、森づくり・森林学習事業を開催し、森林に触れ親しむ心を養う機会を提供しました。

・きのこの植菌体験 4月23日（土） 参加者38名

3 自然観察会や学習会の開催 【環境指標】

本町の自然等を再発見するため、各まちづくりセンターでは下記のような事業を開催しました。

【余目第一まちづくりセンター】

・いきいきアドベンチャークラブ

内 容：月山ダム見学 16名参加（5月20日）

北月山荘周辺でのウォークラリー 11名参加（7月29日）

北月山荘周辺での雪遊び・スノーシュー体験 10名参加（1月13日）

【余目第二まちづくりセンター】

・放課後子ども教室「にこっと」

内 容：鶴巻池、立谷沢川で水遊び 45名参加（8月9日）

【余目第三まちづくりセンター】

・わいわい広場

内 容：森林散策、木工クラフト体験 11名参加（7月8日）

【狩川まちづくりセンター】【清川まちづくりセンター】【立谷沢まちづくりセンター】合同

・わんぱく学園

内 容：清川河川公園周辺川遊び 5名参加（7月28日）

北月山荘でピザづくり、御殿林再生事業参加 6名参加（10月23日）

水辺空間を多目的に利用できるような環境を整備します

1 最上川さくら回廊

平成22年度までに植栽したさくらの管理等を行いました。

余目地域 合計649本 延長4,613m

立川地域 合計192本 延長1,524m

2 清川河川公園

平成20年度に国土交通省所管「まちづくり交付金事業」による「清川河川公園整備事業」が完了し、自然環境の再生と安全で安心して遊べる親水広場を創出しています。

例年7月には、水辺の楽校運営委員会と立川小学校PTAの共催事業として、立川小学校の4年生と保護者を対象に「自然体験教室」を開催し、最上川さみだれ大堰の視察、水生生物観察、投網体験、川遊び、魚のつかみ取りなどを行っています。

・自然体験教室 7月22日（土） 参加者38名

3 小出沼農村公園

令和元年度に自然環境に安全で安心して親しめるようにひまわり橋を改修し、親水広場を整備しています。

沼の散策・親水に危険のないように、日常管理・点検を地元自治会に委託しました。汚泥堆積の一因となる刈草の流出防止にも努めました。

4 南部山村広場

日本一の清流・立谷沢川を創る実行委員会が、立谷沢川美化活動を実施し、ごみ拾いや除草、流木拾い、伐採作業等を行いました。

5 大中島自然ふれあい館

大中島自然ふれあい館「森森」では、中央公民館事業である森森自然塾のほか、町内外の青少年育成関係団体から自然体験活動の拠点として利用いただいています。森森自然塾は、庄内町立小学校の小学4～6年生の児童を対象に参加者を募集し、周辺の大自然に触れ、親しみ、自然体験の中で参加者相互の交流を図ることをねらいとして開催しました。

・開催日：11月11日（土）

内 容：立谷沢川第二発電所見学、熊谷神社見学、新田の湧水見学、なめこ汁作り、焼きマシュマロづくり体験

参加者数：6名

・開催日：1月13日（土）

内 容：雪遊び、スノーモービル体験、焼きマシュマロづくり体験、木工体験

参加者数：8名

□ 農地・食

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
グリーン・ツーリズム推進事業参加者数	386 名	6 名	400 名

《1-4、農地の適正な保全》

遊休農地や自己保全農地を適正に管理します

1 多面的機能支払交付金事業・農地維持支払交付金・資源向上支払交付金（維持・共同活動）

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本ですが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきました。

そこで、資源の良好な保全と質的向上を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた地域ぐるみで行う効果の高い共同活動に対し、支援を行っています。

維持・共同活動支援事業実績

	活動組織数	対象面積	
		田 (ha)	畑 (ha)
平成 30 年度	78	5,420.61	58.43
令和元年度	77	5,407.38	59.78
令和 2 年度	77	5,494.03	59.03
令和 3 年度	77	5,494.03	59.02
令和 4 年度	77	5,492.41	60.91
令和 5 年度	76	5,466.98	59.39

2 農地の生態系

多面的機能支払交付金事業の農村環境向上活動において「生物の生息状況の把握」に取り組んでいる組織があります。農地にいる生物を観察しながら、農作物への影響や周りの環境への影響を調査し、活動に役立てる事が目的です。農地をとりまく生態系や環境保全について関心が高まっています。

3 農地の適正な保全のための施策

農地の荒廃を防ぐため、農地パトロールを実施し、監視活動及び適正管理の指導に努めました。

農業の周年化を確立し、後継者の育成を図るため、稲作との複合経営として施設園芸作物へ取り組むことに対する施設整備支援や研修に対する支援等を実施しています。

農業後継者を確保・育成します

1 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止を目的として、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みに対して支援を行っています。

環境保全型農業直接支払実績

単位：件

	冬期湛水	有機栽培	カバークロープ	堆肥施用	簡易ビート	水稻 IPM
平成 30 年度	3 (37)	4 (9)	0	5 (199)	1 (1)	8 (66)
令和元年度	3 (19)	3 (7)	0	5 (183)	1 (1)	7 (53)
令和 2 年度	2 (15)	4 (7)	0	5 (185)	－	7 (57)
令和 3 年度	2 (17)	2 (4)	0	5 (164)	－	7 (75)
令和 4 年度	4 (21)	3 (8)	0	4 (161)	－	6 (90)
令和 5 年度	4 (11)	3 (8)	0	4 (125)	－	7 (87)

※平成 27 年度より個人毎の申請方式から団体での申請方式へ変更となった。件数は団体の取組数を記載し、括弧内は個人の取組数を記載。

農業体験やグリーン・ツーリズムなどの機会を提供します

1 農業体験

幼稚園では野菜栽培、小学校では稲作や野菜栽培を地域の方々の協力により体験実施しています。

特に、余目第一小学校では無農薬米（餅米）栽培、余目第四小学校では亀ノ尾栽培を体験し、学校・地域の特性を生かした活動となっています。

2 グリーン・ツーリズム推進事業 【環境指標】

グリーン・ツーリズムを推進する団体に対して支援を行いました。これらの団体が次のような事業を実施し、都市と農村の交流拡大を図っています。

庄内町グリーン・ツーリズム推進協議会事業

開催日	内 容	参加人数	場所
R6. 3/2	会員向け研修会 体験事業先進地視察研修	6 名	鶴岡市 (足湯カフェ ChittoMotche)

庄内町観光協会事業

開催日	内 容	参加人数	場所
R5. 5/30	春山の恵みをハント！山菜ツアー in 北月山荘	16 名	庄内町立谷沢地内 (北月山荘周辺)
R5. 8/26	12 年に 1 度！月山卯歳御縁年参拝ツアー	13 名	庄内町立谷沢地内 (月山)
R5. 12/23	草木染めでプレゼント作り & Xmas アフタヌーン カフェ	23 名	庄内町余目地内 (クラッセ)
R6. 2/24	北月山荘満喫プラン！白銀のスノートレッキング ツアー	23 名	庄内町立谷沢地内 (北月山荘周辺)

《1-5、環境保全型農業の推進と食の安全の確保》

田んぼ周辺の生物生息・生育環境に配慮した農業を促進します

1 農薬の飛散防止と適正使用

庄内町農作物有害動植物防除協議会において、農作物及び周辺環境の安全性確保のため、防除実施方針及び防除基準を策定し、農薬の飛散防止のため剤型の選択、散布時間帯及び散布方法などに留意するよう、適正使用について普及啓発を行いました。

また、粉剤より大幅に飛散が防止できる液剤を使用した無人ヘリコプター防除の導入が普及しています。

有機農業・減農薬農業を中心とする農産物のブランド化を推進します

1 堆肥の活用による有機農業の推進

堆肥をはじめとする特殊肥料の散布を支援することにより有機農業を推進してきました。

地元産農産物の販売促進を支援し、給食等で積極的に利用します

1 地産地消の推進

学校給食における地産地消の推進のため、学校現場、生産者、流通業者等と定期的に話し合いの場を設定し、相互理解を深めながら地場産農産物の利用拡大を進めています。

余目地域では「まごころなっばの会」、立川地域では「風車市場」等から計画的に地場産野菜を購入しています。露地野菜が中心なので天候に左右されることが多いため、安定供給の確保が今後の課題です。生産者組織の育成と供給方法の簡便化を図りながら、更なる利用率アップを目指します。その他野菜の一次加工品の納品を生産者と学校現場で検討し、天候や季節に左右されない野菜の安定供給の可能性を模索しました。また、産直施設での消費者との交流を通じ、生産者と消費者の顔の見える関係の構築と新鮮で安全な地場産農産物のPRを行いました。

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

学校給食における地場産農産物（野菜類）の利用割合（重量ベース）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 割合	18.2%	13.6%	24.3%	22.4%	12.9%

2 食育

小中学校では、食育全体計画と年間指導計画を作成し、児童生徒の実態に応じて、季節や地域の特産物、伝統行事などのつながりの中で、収穫・調理など実感の持てる食育推進を目指しています。

例えば、小学校の生活科や家庭科・総合的な学習の時間では、田植え・収穫体験に加えて、種まきや日常管理そして調理まで、一貫して子ども達の思いや体験を大切に活動を進めています。

生活

2. 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全

□ 大気・水質

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値(環境基準) 令和 7 年度
二酸化硫黄の濃度(日平均値の年間 2%除外値)	0.001ppm	0.001ppm	0.04ppm 以下
二酸化窒素の濃度(日平均値の年間 98%値)	0.008ppm	0.005ppm	0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質の濃度(日平均値の年間 2%除外値)	0.040 mg/m ³	0.025 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下
町全体生活排水処理率	86.7%	91.1%	92.0%
公共下水道区域生活排水処理率	84.6%	90.0%	99.4%
農業集落排水区域生活排水処理率	95.4%	97.4%	99.4%
合併処理浄化槽区域生活排水処理率	68.8%	74.8%	77.7%
最上川 BOD75%値	0.7 mg/ℓ	1.1 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下
京田川 BOD75%値	1.0 mg/ℓ	1.6 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下
立谷沢川 BOD75%値	<0.5 mg/ℓ	0.5 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下

《2-1、大気汚染の発生源対策の推進》

工場等における大気汚染防止対策を徹底します

1 大気環境の状況 【環境指標】

余目字猿田地内に、山形県が一般環境大気測定局を設置し、監視・測定を行っています。
二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の各項目はすべて基準値を下回る結果でした。

二酸化硫黄の測定結果

単位：ppm

令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		環 境 基 準
測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	
0.001	○	0.001	○	0.001	○	0.001	○	0.001	○	1時間値の1日平均値が0.04以下〔かつ1時間値が0.1以下〕

二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		環 境 基 準
測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	測定値	達成状況	
0.006	○	0.007	○	0.008	- (※)	0.005	○	0.005	○	1時間値の1日平均値が0.06以下

(※)機器故障により、評価に必要な年間測定時間が確保できなかったため評価対象外

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m³

令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			環 境 基 準
測定値	A	達成状況	測定値	A	達成状況	測定値	A	達成状況	測定値	A	達成状況	測定値	A	達成状況	
0.033	無	○	0.026	無	○	0.018	無	○	0.020	無	○	0.025	無	○	1時間値の1日平均値が0.10以下

A＝測定値が0.10を超えた日が2日以上連続したことの有無

県内13の測定局で測定監視を実施した微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、注意喚起を行った日はありませんでした。

（資料：令和5年度山形県の大気・水環境等の状況）

2 低公害車の導入

公用車の更新の際は、ハイブリッド車等の環境負荷の少ない車両の導入に努めていきます。

《2-2、排水の適正な処理の推進》

公共下水道区域、農業集落排水区域における接続率の向上及び合併処理浄化槽設置を促進します

1 生活排水の適正な処理 【環境指標】

令和2年11月に策定した「第4次庄内町生活排水処理基本計画」に基づき、適正な排水処理への移行の指導と促進及び生活排水処理施設の整備を推進しています。

生活排水処理率については、令和5年度末時点で91.1%となっており、今後も一層、公共下水道、農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。

生活排水処理率

	基準年 平成 27 年度実績値				令和 5 年度実績値			
区 域	町人口 22, 108 人 (3 月末日) A				町人口 19, 308 人 (3 月末日) A			
	整備済区域内人口 B	処理人口 C		水洗化率 C/B	整備済区域内人口 B	処理人口 C		水洗化率 C/B
公共下水道	16, 979 人	① 14, 371 人		84. 6%	15, 267 人	① 13, 747 人		90. 0%
農業集落排水	4, 569 人	② 4, 361 人		95. 4%	3, 649 人	② 3, 557 人		97. 4%
合 併 処 理 浄 化 槽	区域内人口 D	区域外 処理人口 E	区域内 処理人口 E	整備率 E/D	区域内人口 D	区域外 処理人口 E	区域内 処理人口 E	整備率 E/D
	560 人	③ 48 人	④ 385 人	68. 8%	317 人	③ 42 人	④ 237 人	74. 8%
	生活排水処理人口 F=①+②+③+④		生活排水 処理率 F/A	86. 7%	生活排水処理人口 F=①+②+③+④		生活排水 処理率 F/A	91. 1%
	19, 165 人				17, 583 人			

※生活排水処理人口に含まれないのは、単独浄化槽及び非水洗化人口です。単独浄化槽は、し尿は処理しますが、台所や風呂などから排出される生活排水は処理しないため、河川水質悪化の原因となります。

県や周辺市町村との連携による油流出事故防止等の水質汚濁防止対策を推進します

1 水質事故の防止

消防署や最上川土地改良区等と連携し、1件発生した油流出事故に対応するとともに、水質事故防止に関する啓発を行いました。

2 河川の水質 【環境指標】

水質汚濁防止法に基づき、国土交通省と山形県が行った公共用水域水質測定では、町内河川のBOD値は、基準値を下回る結果でした。立谷沢川については、県内のきれいな川で上位に入っています。

河川の水質状況

測定場所	類型	環境基準値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			BOD値	達成状況	BOD値	達成状況	BOD値	達成状況	BOD値	達成状況	BOD値	達成状況
最上川 砂越（庄内町）	A	2.0	0.7	—	0.8	—	0.9	—	0.6	—	1.1	—
京田川 酒田市広野 亀井橋	A	2.0	2.0	○	1.9	○	1.0	○	1.1	○	1.6	○
立谷沢川 清川 東雲橋	A	2.0	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	<0.5	○	0.5	○

※環境基準補助地点では、評価をしないため達成状況を「—」としている。

（資料 令和5年度山形県の大気・水環境等の状況）

3 ゴルフ場周辺水域の水質状況

庄内ゴルフ倶楽部の芝管理に農薬等が使用されていることから、平成18年7月20日に締結した「ゴルフ場周辺環境保全に係る協定書」に基づき、施設排水の農業用水への流入による周辺農地の水環境への影響を監視するため、農薬主成分指針値等の調査を行っています。1年おきに、年1回3地点で実施し、令和5年度の実施結果は基準値を下回る結果でした。

ゴルフ場周辺水域の水質状況

測定項目	測定場所等	測定箇所及び測定値			農薬 指針値
		上大平沢地点	山崎地点	高寺地点	
		測定日 9/20	測定日 9/20	測定日 9/20	
pH〔水素イオン濃度〕		6.7	6.9	6.8	—
SS〔浮遊物質〕 mg/ℓ		9.1	12	8.1	—
BOD〔生物的酸素要求量〕 mg/ℓ		1.9	1.9	2.4	—
DO〔溶存酸素量〕 mg/ℓ		7.4	5.0	7.5	—
窒素含有量 mg/ℓ		1.0	0.8	0.9	—
りん含有量 mg/ℓ		0.12	0.07	0.08	—
大腸菌群数 MPN/100mL		4.9×10^4	3.3×10^4	1.7×10^4	—
トルクロホスチル mg/ℓ		<0.093	<0.093	<0.093	0.93
チオジカルブ mg/ℓ		<0.0027	<0.0027	<0.0027	0.027
アジュラム mg/ℓ		<0.006	<0.006	<0.006	0.06

※測定値の「<…」と記載のある場合は、計量の方法による定量下限未満を示す。

□ 騒音・悪臭等

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
悪臭苦情件数	4 件	1 件	0 件
騒音苦情件数	0 件	3 件	0 件
振動苦情件数	0 件	0 件	0 件

《2-3、生活環境を守るための監視体制の充実》

騒音、振動、悪臭等に係る実態把握と住民や関係者との連絡調整等適正な管理体制を充実します

1 道路の適正な維持・管理

騒音・振動の原因とならないよう、町道の舗装補修事業や除排雪対策事業を行いました。

2 庄内町の騒音・振動に関する苦情 【環境指標】

騒音・振動に関する苦情は3件でした。

3 庄内町の騒音・振動に関する規制

騒音規制法、振動規制法に基づき、「山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則」により、都市計画区域の騒音・振動規制基準が下記のとおり設定されています。

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
	6～8 時	8～19 時	19～21 時	21～6 時
第1種区域（第一種中高層住居専用地域）	45	50	45	45
第2種区域（第一種住居地域、第二種住居地域）	50	55	50	45
第3種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）	60	65	60	50
第4種区域（工業地域）	65	70	65	55

(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	8～19 時	19～8 時
第1種区域（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域）	60	55
第2種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）	65	60

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

(3) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

	規制項目	基準値	作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数	作業禁止日
	区域区分	1号・2号	1号	2号	1号	2号	1号・2号	1号・2号
騒音規制法	くい打・くい抜機等作業	85 デシベル	19:00 ～ 7:00	22:00 ～ 6:00	10時間 /日	14時間 /日	6日	日曜日 及び 休日
	びょう打機作業							
	さく岩機作業							
	空気圧縮機作業							
	コンクリートプラント等作業							
	バックホウ作業							
	トラクターショベル作業							
県条例	ブルドーザー作業	75 デシベル						
	試すい機等作業							
	路面切断機作業							
振動規制法	ディーゼル機関等作業							
	くい打・くい抜機等作業							
	剛球作業							
	舗装版破砕機作業							
	ブレーカー作業							

用語解説

- 特定工場等＝政令に定める著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場のこと。
- 特定建設作業＝建設工事で著しい騒音・振動を発生する作業のうち政令で定めるものをいう。
- 騒音・振動の目安

騒音	dB	振動
木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)	20	
郊外の深夜、ささやき声	30	
図書館、静かな住宅地の昼	40	常時微動
静かな事務所	50	人体に感じない程度
静かな乗用車、普通の会話	60	静止している人だけ感じる
騒々しい事務所内、騒々しい街頭	70	大勢の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
地下鉄の車内	80	家屋が揺れ、戸や障子がガタガタと音を立てる
大声による独唱、騒々しい工場内	90	家屋が激しく揺れ、座りの悪い物が揺れる
電車が通るときのガード下	100	
自動車のクラクション(前方2m)	110	
飛行機のエンジンの近く	120	

4 公共工事による周辺環境への影響の低減

町発注の工事を行う際は、山形県県土整備部策定の「土木工事共通仕様書」に基づいて施工することと明記しているが、それには「受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。」と規定されていることから、現場監督職員が指導監督にあたっています。

5 悪臭防止法に基づく臭気指数規制基準

庄内町の悪臭規制については、用途地域と用途地域以外の余目全地域及び立川地域の一部に臭気指数による規制基準が設けられています。

臭気指数規制基準

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
	・第一種中高層住居専用地域 ・第一種及び第二種住居地域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域	・工業地域 ・用途地域を除く他の地域
臭気指数	12	15	19

用語解説

■臭気指数＝臭気を感じなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法（1971）及び同法施行規則により定義されている。同法による発生源の規制は、法制定当初から『特定悪臭物質』の濃度により規制する方法がとられてきたが、1995年改正により人の嗅覚を用いて判定する方法として、臭気指数規制が追加して導入された。

■三点比較式臭袋法＝臭気濃度の判定を行うために用いられている官能試験法のひとつ。臭気指数による悪臭規制制度の導入に伴い、その根拠となる測定法として採用された。3個のにおい袋を用意し、2個には無臭の、1個には採取した空気を入れてパネル（臭気の有無を判定する人）により臭気の有無を判定する。大方のパネルが着臭空気を判定できなくなるまで希釈することにより、臭気濃度を計量する。

6 工場に対する監視・調査

庄内臨空工業団地あまるめには、大規模な産業廃棄物処理施設、家畜屠場及び化製場等が立地しており、これまで悪臭苦情が寄せられてきたことから、町では悪臭防止法に基づく臭気指数を調査しています。令和5年度は調査の結果、基準値を下回る結果でした。

庄内町における悪臭防止法に基づく、臭気指数規制基準との比較〔測定日8月1日〕

規制区域の区分	臭気指数規制基準	測定地点及び測定結果	気象条件
C区域	19	<10	天 候：晴れ 気 温：34℃ 湿 度：60% 風 向：西 風 速：0.8～1.1m/s

※測定地点は、風下工業団地敷地境界点

庄内臨空工業団地あまるめについては、公害発生の未然防止、工場周辺の環境保全と安全の実現を図ることを目的として、地域住民代表、企業、町等からなる連絡協議会が設置されており、定期的に意見・情報交換が行われています。また、町に苦情が寄せられた際は、周辺住民や工場への聴き取り調査、工場の立入調査等の対応を行っています。

7 隣人への配慮などについて啓発

ペットやごみ、汚水、堆肥等から発生する悪臭について、近隣住民から相談が寄せられた場合には、原因者に対し、状況を改善するよう指導を行っています。

8 悪臭の苦情件数 【環境指標】

町で直接相談を受けた悪臭に対する苦情件数は1件となっており、前年度の2件より減少しました。

家畜排泄物の適正な管理と有効利用の指導を徹底します

1 畜産業による悪臭への対応

指導機関である県庄内総合支庁農業振興課が事務局となっている庄内地域資源循環型畜産確立推進指導協議会による巡回指導を毎年実施（1事業所を5年に1回程度巡回する計画）し、家畜排泄物の適正な処理と管理について指導しています。

また、周辺住民や関係機関との連絡調整を図るため、養豚企業が実施している改善策の情報提供、周辺自治会長からの臭気状況の聞き取り等を行うことを目的とした農業施設周辺の環境保全に関する連絡調整会議を開催するとともに、悪臭防止法に基づく臭気指数を調査しています。調査結果を元に関係機関の指導を受けるなど、臭気発生の抑制に努めています。令和5年度は調査の結果、基準値を下回る結果でした。

庄内町における悪臭防止法に基づく、臭気指数規制基準との比較〔測定日8月1日〕

規制区域 の区分	臭気指数 規制基準	測定地点及び測定結果	気象条件
C区域	19	11	天 候：晴れ 気 温：33℃ 湿 度：69% 風 向：北西 風 速：1.2～1.8 m/s

※測定地点は、風下最上川ファーム敷地境界点

2 家畜排泄物の適正な管理

水質汚濁の原因につながる家畜排泄物の適正な管理と有効利用については、県庄内総合支庁農業振興課の協力を得ながら周知しています。

《2-4、土壤汚染対策の推進》

農薬や化学肥料の低減による環境保全型農業を推進します

1 堆肥生産の状況

消費者の食の安全への関心や、環境に対する意識が高まりつつある中で、本町では、耕種農家と畜産農家が連携し、化学肥料の低減や、堆肥による土づくりなど、堆肥の需給を踏まえた家畜排せつ物の地域循環利用（資源循環型農業）が進んでいます。

余目町農業協同組合では、平成12年度から「JA あまめオーガニックセンターあぐりん」で、畜産農家から出る畜糞と籾殻で作る、無臭・完熟の「あぐりん堆肥」を製造し、「あまめブランド米」の生産拡大や高付加価値化に取り組んでいます。

余目町農業協同組合 あぐりん堆肥出荷状況

	出荷量
令和元年度	2,110 t
令和2年度	2,013 t
令和3年度	2,159 t
令和4年度	2,534 t
令和5年度	2,201 t

2 有機栽培米及び特別栽培米の栽培について

消費者が求める安全・安心かつ良質な農産物の供給に資するための取り組みとして、有機栽培や特別栽培の拡大を図ります。

化学肥料や化学農薬の使用を減らす持続性の高い生産方式の導入や、堆肥等の有機性資源の循環利用により農地本来の生産力を発揮させるため、良質な完熟堆肥を最大限活用し、組織的な土づくりを推進します。

産業廃棄物の不法投棄や不法な残土の埋め立て防止のため監視体制の強化・普及啓発を実施します

1 工場・事業場等の監視

大規模な産業廃棄物処理施設がある庄内臨空工業団地あまるめ周辺地域において、環境基準が定められている有害特定物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）のカドミウム等 28 項目について土壌調査を実施しています。1 年おきに実施しており、令和 4 年度の調査結果は基準値に適合する結果でした。

庄内臨空工業団地あまるめ周辺地域の土壌の状況

調査日：令和 4 年 10 月 4 日

調 査 項 目	単位	測定地点及び測定値	環境基準
		余目落合地区 田	
カドミウム	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 以下
全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	検出されないこと (0.1)
有機燐	mg/ℓ	0.1 未満	検出されないこと (0.1)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/ℓ	0.005 未満	0.05 以下
砒素	mg/ℓ	0.004	0.01 以下
	mg/kg	2.5	※15 未満
総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	検出されないこと (0.0005)
P C B	mg/ℓ	0.0005 未満	検出されないこと (0.0005)
銅	mg/kg	5 未満	※125 未満
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002 以下
クロロエチレン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.03 以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01 以下
ふっ素	mg/ℓ	0.13 未満	0.8 以下
ほう素	mg/ℓ	0.05 未満	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.05 以下

※農用地（田に限る）における基準値。

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

2 農業用使用済プラスチックの適正処理

各農業協同組合と連携し、農業用使用済みプラスチックの適正な処理を指導しました。

農業用使用済プラスチック回収実績

単位：kg

	回収量			
	JA 庄内たがわ 新余目支所	JA 庄内たがわ 立川支所	JAあまるめ	合計
令和元年度	27,735	12,700	16,342	56,777
令和2年度	28,305	12,900	16,487	57,692
令和3年度	19,580	14,692	21,909	56,181
令和4年度	23,400	14,200	21,795	59,395
令和5年度	18,000	9,800	17,270	45,070

文化

3. 歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出

□ 歴史・文化

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
自然の中で歴史文化に親しむ事業への参加者数	212 名	14 名	250 名

《3-1、風土に根ざした歴史文化の保存・伝承》

風土に根ざした民俗行事や風習の保存・伝承活動に対して支援をします

1 民俗芸能保存伝承活動支援

本町の風土に根ざした伝統文化や民俗芸能を保存・伝承するための活動を支援するため、四ヶ村獅子踊と茗荷瀬神楽を庄内町指定無形民俗文化財に指定し、保存に努めているほか、庄内町民俗芸能保存伝承協議会に補助金を交付し保存・伝承活動を支援しています。

2 天然記念物の保護

国指定特別天然記念物のカモシカの保護を行っています。

また、樹木について、町内にある県指定天然記念物 2 件、町指定天然記念物 5 件を対象に、定期的に巡回し、樹勢の確認を行うほか、台風後・大雪後も状況の確認をしています。

羽黒参詣古道のような自然と一体となった歴史文化遺産にふれあう機会を提供します

1 羽黒古道を活かした事業 【環境指標】

町民が自然と一体となった歴史文化遺産に触れ合う機会を創出するため、羽黒古道を使ったイベントの情報を提供しています。

町等が主催したイベントでの羽黒古道利用者数は表のとおりです。登山ルートのご案内表示板が鉢子登山口に設置され、ガイドシステムも整備し、登山者が史跡や植物を観ながら楽しんで登山できる環境を整えています。

羽黒古道団体利用者数（町把握分）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	186 名	0 名	10 名	0 名	0 名

《3-2、美しいふるさとの景観の保全》

町民が歩きたくなる魅力ある街並みを創出します

1 歩行者が歩きやすい街路の整備

今後計画される都市計画街路については、バリアフリーを標準として計画します。

歩いて生活できる生活圏の形成を念頭に置いた中心市街地の活性化や再開発を行います

1 歩いて生活できる生活圏の形成

快適で安全な市街地の整備改善や、多様化する住民ニーズに応じた商業等の活性化を一体的に推進し、活力あるまちづくりの実現を目指しています。

主な事業として、中心市街地の活性化に向けた取り組みへの支援並びに新産業創造館活用による地域の賑わい創出等に取り組んでいます。

□ 景観・緑化

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
花のまちづくり事業参加団体数	171 団体	153 団体	185 団体

《3-3、快適で豊かな街並みの整備》

「花のまちづくり事業」による町民・事業者・町が連携した美しい地域づくりを推進します

1 花のまちづくり事業 【環境指標】

花と緑を通して、町民が積極的にまちづくりに参画し、生き活きとした美しく心地よい地域を創出することを目的とする花のまちづくり事業では、町が各集落団体・公共施設及び企業に対して、花苗を配布しています。配布された花苗は、町民が交通島や街路花壇に植栽管理を行っており、町全体に取り組みが広がっています。

花のまちづくり事業実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参 加 団体数	168 団体	151 団体	159 団体	156 団体	153 団体
町配布 花苗数	43,650 本	35,520 本	34,160 本	32,530 本	29,170 本

景観形成上重要な樹木や緑地などを保全します

1 土地の適正な管理

土地の管理について、近隣住民から相談が寄せられるケースが多くなっており、令和5年度は6件の相談が寄せられました。

雑草や樹木が繁茂すると、害虫の発生や不法投棄を誘発し、動物の棲み処になってしまうおそれがあることから、土地の所有者や管理者は土地や建物の適正管理を行う必要があります。

町民から寄せられた相談については、土地の所有者や管理者に連絡をし、適正な管理を行うよう指導しました。

資源

4. 持続的発展可能な循環型社会の形成

□ エネルギー

環境指標	基準値 平成27年度	現状値 令和5年度	目標値
町民節電所によるCO ₂ 排出量削減 (平成15年度からの累計)	83.6 t	88.3 t	130 t
新エネルギー導入比率	13%	93.5%	(R2) 84%
風力発電量	9,815MWh	674,069MWh	(R2) 71,811MWh

《4-1、省エネルギー活動の推進》

「ゼロカーボンチャレンジ事業」、「町民節電所事業」を推進します

1 省エネルギー対策

町では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するため、令和3年3月に策定した「庄内町地球温暖化対策実行計画」に基づき、様々な省エネルギー事業を展開しています。

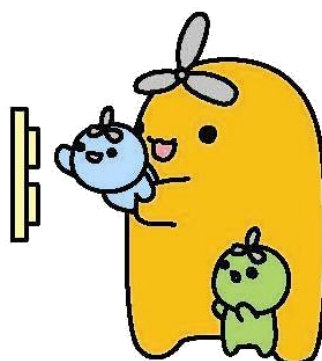
(1) ゼロカーボンチャレンジ事業 【環境指標】

地球温暖化対策は、自治体・事業者・住民が連携し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロに向けた取り組みが求められています。町のエネルギー政策と現状について、町民と情報の共有をはかり、再生可能エネルギー・省エネルギーの更なる普及・啓発を目的として「ゼロカーボンチャレンジ」事業を令和3年度より新たに実施しました。

この事業は、参加登録により意識的にゼロカーボンを実践するきっかけづくりを目的とし、取り組んだ結果を事務局に提出していただくものです。今年度は40世帯が参加しました。「2050ゼロカーボンシティ」を実現するため、この取り組みを実践していきます。(詳細は43頁)

町民節電所キャラクター

「エコプー」
(プーは風の意味)



お父さん
「エコパパ」

「エコリン」
(リンは森の意味)

(2) 町民節電所事業 【環境指標】

令和5年度は、ゼロカーボンチャレンジ事業として実施しました。電力会社からの検針票が各家庭に届かなくなったため、従来の節電量を競う形での実施は困難となっていることから、今後は国の施策に沿ったゼロカーボンの取組について、町民・事業者等に周知していく取り組みを行っていきます。

2 公共施設における省エネルギーの推進

町では、令和3年3月に「庄内町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を設定して、その取り組みを進行管理しています。

令和5年度の温室効果ガス排出量の削減は、基準年の平成25年と比較し、目標達成することができました。(詳細は43頁) 共用

《4-2、再生可能エネルギーの利活用》

風力発電、太陽光発電など、再生可能エネルギー導入を促進します

1 新エネルギーの導入状況

本町では、豊かな自然との共生、省エネ・省資源対策と自然エネルギーの活用及び資源循環型まちづくりを推進するため、令和3年3月に「庄内町地球温暖化対策実行計画」を策定し、「環境共生日本一のまちづくり」の実現を目指しています。

主な新エネルギー設備導入状況

種 類	事業主体	設備概要	設置年	備 考
風力発電	庄内町	1,500kW×1基	2002	狩川地内(売電) 耐用年数の超過と老朽化に伴い令和5年7月で発電を終了。 ※令和5年度撤去済
		35W×2基	2000	南部山村広場(街路灯)
	コスモエコパワー(株)	600kW×4基	1999	狩川地内(売電) ※令和4年度撤去済
	(株)立川シーエスセンター	1,500kW×1基	2003	狩川地内(売電) ※令和5年度撤去済
	(株)日立製作所	1,990kW×1基	2018	狩川地内(売電)
	(株)安藤組	1,990kW×1基	2019	沢新田地内(売電)
	(株)A' パワー	1,870kW×4基	2021	狩川地内(売電)
	たちかわウィンドファーム(株)	1,870kW×4基	2021	狩川地内(売電)
	(株)大商風力発電所	1,870kW×4基	2021	狩川地内(売電)
天然ガスコージェネ設備	庄内町	0.8kW×4基	2006	町営住宅
		9.9kW×1基	2014	ギャラリー温泉町湯

第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

木質ペレットボイラー	庄内町	50 万 kcal/h	2014	北月山荘
太陽光発電	庄内町	10kW×1 基	2010	響ホール
		10kW×1 基	2015	北月山荘（壁面）
		5kW×1 基	2016	風車村
		100W×11 基	2016	街路灯 町内公共施設 11 箇所

（1）町営風力発電 【環境指標】

立川地域で4～10月頃にかけて吹く東南東の強風「清川だし」は、しばしば農作物に被害を与えたり、大火の原因になったりして、やっかいなものとして敬遠されてきました。冬は逆に北西の季節風が強く、「地吹雪」が発生し、本町は全国的にもまれな強風地帯となっています。

旧立川町では、この強風を活用した風力発電の取り組みが、昭和55年から行われてきました。

令和5年度の町営風車（1,500kWh 1基）の発電量は約674,069kWhで、耐用年数の超過と老朽化に伴い令和5年7月で発電を終了し、風車を撤去しました。

（2）天然ガスコージェネレーションシステム

本町では、コージェネレーションシステムがギャラリー温泉町湯に1台設置されています。

（3）GHP（ガスエンジンヒートポンプエアコン）

GHPとは、電気式のエアコンが室外機のコンプレッサーを電気で回しているのに対して、ガスを燃料としたエンジンでコンプレッサーを回し、冷暖房を行うエアコンをいいます。GHPは補器以外には電力を使用しないため、電力需要のピークを抑えられ、社会全体の省エネに貢献しています。

本町では、クリーンな町営ガスを利用し、民間事業所、医療機関、学校、公共機関など合計127台設置されています。

（4）太陽光発電

山形県は日照時間が少なく積雪量も多いため、太陽光発電には消極的な土地柄でした。

しかし、昨今の太陽光発電への国の優遇策による設置コストの軽減や、太陽光パネルの品質向上などの理由により、太陽光発電の設置が進んでいます。

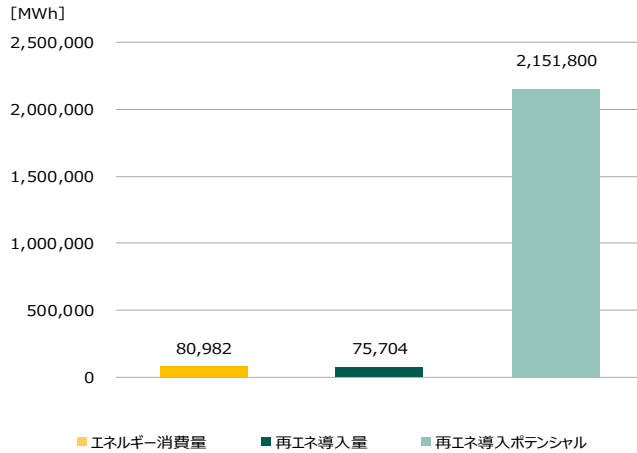


第4章 目標の達成に向けた取り組みの状況

2 新エネルギー導入比率 【環境指標】

本町の新エネルギー導入比率は、令和4年度には93.5%となり、ほぼ町内で消費される電力に匹敵する水準まで到達しています。今後は、このエネルギーを町外に売電するだけでなく、地元で消費し、本町の温室効果ガス排出量の削減に直接結びつけていく仕組みづくりが必要です。

区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル（電気）



区域のエネルギー消費量と再エネ導入ポテンシャル（電気）	
対電気使用量FIT・FIP導入比（再エネ自給率）	93.5%
対電気使用量再エネ導入ポテンシャル比 ※9	2657.1%
再エネ余剰量[MWh] ※10	2,070,818

※9：（再エネ導入ポテンシャル）／（電気使用量）により算出します。

※10：電気使用量＞再エネ導入ポテンシャルの場合は「再エネ不足量[MWh]」、電気使用量＜再エネ導入ポテンシャルの場合は「再エネ余剰量[MWh]」を示します。

環境省 自治体排出量カルテより

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 ※3								
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
太陽光発電（10kW未満）	824	980	1,078	1,165	1,277	1,360	1,467	1,552	1,706
太陽光発電（10kW以上）	963	1,299	3,415	3,633	3,930	4,325	4,718	4,784	4,849
風力発電	13,469	13,469	11,731	11,731	16,055	20,399	20,399	69,149	69,149
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	15,257	15,748	16,225	16,529	21,261	26,084	26,583	75,484	75,704
区域の電気使用量 ※4	97,046	92,178	90,147	91,174	88,847	84,059	84,871	80,982	80,982
対電気使用量FIT・FIP導入比 ※5	15.7%	17.1%	18.0%	18.1%	23.9%	31.0%	31.3%	93.2%	93.5%

環境省 自治体排出量カルテより

※3：区域の再生可能エネルギーによる発電電力量は、区域の再生可能エネルギーの導入容量と調査価格等算定委員会「調査価格等に関する意見」の設備利用率から推計しました。設備利用率は実際の地域差等があることから、推計値は実際の発電電力量とは一致しません。目安として御活用ください。なお、推計に用いた前提条件は、別紙のシートを御覧ください。

※4：区域の電気使用量は、「地方公共団体計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法を参考に、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計しました。ただし、統計資料の公表年度の違いから最新年度の区域の電気使用量は、その1年度前の値を用いています。

未利用エネルギー資源の調査・検討、事業者への情報提供を支援します

1 廃食用油

平成 20 年度から町が事業主体となって、一般家庭と町内各学校給食から出る廃食用油の回収を行っています。平成 27 年度までは、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）として町の公用車等に利用してきましたが、平成 28 年度からは業者へ売り払い、飼料の原料としてリサイクルされることで、資源循環型社会の推進が図られています。

廃食用油の回収量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量	3,990 ㍓	3,964 ㍓	3,135 ㍓	3,115㍓	2,917㍓

2 木質バイオマス利用設備の導入・普及

本町は面積の約 6 割を山林が占めているにもかかわらず、町内の森林資源の利活用は低迷しています。木質バイオマスについては、これまでほとんど利用されてきませんでしたが、平成 20 年 7 月をピークとした原油価格の高騰などから注目されるようになりました。

公共施設（北月山荘等）や家庭など、町内で木質チップや木質ペレット等をエネルギーとして利用できる設備の導入・普及を推進していきます。

木質バイオマスエネルギーの一般への普及促進のため、木質バイオマス利用推進支援事業を継続し、ペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブ等の設置補助を行いました。

導入実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置基数	2 基	5 基	5 基	5 基	1 基
補助金額	100,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円	50,000 円

3 農業集落排水汚泥リサイクル

本町には、14 箇所（立川地域 7 箇所、余目地域 7 箇所）の農業集落排水施設が稼動しており、それぞれの施設において汚水処理がなされています。

農業集落排水汚泥はバイオマス資源として有効ですが、農業集落排水汚泥を利用して作られた資源（生成物）をいかに循環できるかが課題です。常に農業集落排水関連の国の施策や技術動向を注視しながら、汚泥リサイクルを推進します。

□ 廃棄物・リサイクル

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
総ごみ排出量	8,168.29 t	7,058.42 t	8,000 t
リサイクル率	22.02%	14.48%	23.0%
不法投棄件数（前年度未解決分を含む）	45 件	47 件	0 件

《4-3、資源の有効利用及びごみの排出抑制》

生活及び産業活動における資源有効利用やごみ発生抑制を促進します

1 ごみの排出量 【環境指標】

令和5年度の総ごみ排出量は、基準年である平成27年度より1,109.87 t減少して7,058.42 tとなりました。町民一人一日あたりのごみ排出量は、平成27年度から10.42 g減少し、990.38 gとなりました。ごみ排出量を減らすためには、一人ひとりがごみ削減の意識を持つことが重要です。（詳細は40頁）

町民のごみ排出抑制意識の浸透を図ります

1 食品ロスの削減

食品ロスとは、可食部があるにも関わらず捨てられてしまう食品のことで、「食べ残し」のことを指します。食品ロスの約半分は一般家庭から出るもので、一人ひとりが削減を意識していく必要があります。効果的なごみ減量のためには、「食品ロス」削減が必要不可欠になります。

広報等で食材の使いきりを心掛けるよう呼びかけ、ごみ排出抑制意識の向上を図ります。

また、令和4年度からしょうない秋まつり内においてフードドライブコーナーを設置しています。

2 生ごみの水切り徹底

燃やすごみのうち、約50%は水分が占めています。この多くは生ごみによる水分と考えられます。そのため、生ごみの水切りを徹底することで、ごみの減量に繋がります。

ごみを出さないライフスタイルの確立に向けた3R運動を促進します

1 3R運動の促進

町民一人ひとりが「もったいない」という考え方のもと、町民、事業者及び行政それぞれが自主的に、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら再び資源として利用（リサイクル：Recycle）するという「3R」の取り組みを推進し、環境にやさしいまちを目指します。

《4-4、ごみの分別・リサイクルの徹底》

ごみの分別回収を徹底します

1 庄内町分別収集計画

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

令和4年6月に庄内町分別収集計画（第10期）が策定され、推進方策が示されました。基本的方向として、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルを基本とした地域社会作り、すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指します。

リサイクルの可能な商品の回収・再利用を促進します

1 リサイクル率 【環境指標】

令和5年度の本町のごみのリサイクル率は、前年度比で0.58%減少し14.48%となりました。

なお、集団資源回収をする団体が減少しているため、リサイクル量が減少しています。（詳細は42頁）

リサイクル率の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総ごみ量	8,366.47 t	7,765.44 t	7,457.26 t	7,416.42 t	7,058.42
リサイクル量	1,439.70 t	1,224.32 t	1,148.70 t	1,116.74 t	1,021.89 t
リサイクル率	17.21%	15.77%	15.40%	15.06%	14.48%

2 古紙回収

本町では、集団回収、資源ごみリサイクルステーション、ステーション回収（立川地域）で古紙を回収しており、集団回収による回収量が最も多くなっています。

古紙回収量の推移

	古紙回収量 合計	集団回収	実施 団体数	資源ごみリサイクル ステーション	ステーション 回収(立川地域)
令和元年度	867.19 t	620.81 t	99	194.48 t	51.90 t
令和2年度	666.29 t	432.40 t	90	172.36 t	61.53 t
令和3年度	593.21 t	375.21 t	91	159.63 t	58.37 t
令和4年度	579.31 t	347.47 t	86	165.58 t	66.26 t
令和5年度	509.08 t	296.66 t	83	153.75 t	58.67 t

《4-5、廃棄物回収・処理の適正化》

ごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制を充実させます

1 第二次庄内町ごみ処理基本計画

適正な分別収集を図るためには、町が施策を展開するだけでなく、町民・事業所がそれぞれの役割を意識しなければなりません。

令和4年3月に第二次庄内町ごみ処理基本計画見直し版が策定され、廃棄物の適正な分別収集を推進し循環的利用を促進するための、町・町民・事業所それぞれの基本的な方向が示されました。

不法投棄防止の徹底と監視・指導体制を強化します

1 不法投棄の発生状況 【環境指標】

令和5年度に発見された不法投棄は47件となりました。不法投棄防止のパトロールや原状回復作業を徹底して行ったことから、前年度の33件から増加しました。不法投棄は、山間部の人目につきにくい場所が多く発生しています。



山中への不法投棄物

参加

5、広報、学習、啓発、町民参加の推進

□ 学習・保全活動

環 境 指 標	基準値 平成 27 年度	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
環境活動団体数 (環境ボランティア・NPO 団体数+花のまちづくり事業参加団体数+資源回収推進事業参加団体数)	282 団体	246 団体	300 団体
水辺環境を保全する NPO 等の団体数 (再掲)	11 団体	20 団体	13 団体
花のまちづくり事業参加団体数 (再掲)	171 団体	153 団体	185 団体
資源回収推進事業実施団体数	100 団体	83 団体	102 団体

《5-1、環境調査・学習の推進》

学校教育における環境教育・学習を推進します

1 学校での環境教育

小中学校では、各学校の創意工夫によって、教育課程の教科・領域の学習に「環境教育にあたる学習」を位置づけ、社会科・理科・総合的な学習の時間・学級活動・道徳などで、環境に関わる学習を取り入れています。

特に、小学4年生の社会科学習では、ごみの分別について学習し、家庭や学校生活での実体験を通して実践力を高めています。5・6年生の家庭科では、物を生かして使う工夫、ごみを減らす5Rについて学習し、持続可能な生活を目指して、自分自身でできることを考え、ポスターなどにまとめる活動を行っています。

また、児童会・生徒会活動として、プルタブやアルミ缶回収を行い、車椅子を福祉施設に贈呈するなど、環境教育と福祉教育を合わせた活動を行っている学校もあります。

農業・農村体験も含めた広範囲な環境に関する体験学習を実施します

1 イベント等の開催

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したので通常の開催としました。

事業名・開催日・会場	参加人数	内容
わくわくエコ工作教室 開催日：7月30日(日) 会 場：風車村	約150名	・環境クイズ・風のシャボン玉 ・金魚すくい・パルーンアート ・スタンプラリー等

《5-2、環境活動への主体的な参加の促進》

町民や民間団体が開催する環境イベントを支援します

1 地域住民による環境美化活動の支援

町では、自治会等が自主的に行う環境活動に対し、庄内町住みやすい地域づくり活動交付金を交付し、町民の主体的な環境美化活動を支援しています。

ごみステーション等整備事業については、自治会が管理するごみ・リサイクルステーションを新設又は修繕する事業を対象とし、環境保全活動支援事業については、ごみステーション等の管理や側溝清掃、空き缶拾い等の環境保全活動を対象に交付金を交付しています。

大規模な不法投棄のみならず、ごみステーションに分別間違いごみを放置する行為や、道端へのポイ捨ても不法投棄になるため、今後も、町民自らが地域をきれいにする活動を促進することが重要です。

2 環境活動団体 【環境指標】

環境指標の環境活動団体数に含む、町で把握している環境活動団体の状況は次の通りです。

(1) 環境活動に取り組む町内のボランティア・NPO 団体数 10 団体

- ①家根合生態系保全活動センター 絶滅危惧種メダカの保護・増殖、他自然環境学習
- ②落合グランドデザイン研究会 絶滅危惧種メダカの保護・増殖、他自然環境学習
- ③あらなべ内川アサザの会 希少植物アサザの生育・保全
- ④ほたるの里を守る会 ほたるの放流を行う二俣農村公園の環境整備
- ⑤立谷沢ほたるの会 ほたるの保護飼育による環境保全交流活動
- ⑥山形県ふるさとの川河川愛護活動団体認定5団体、河川愛護活動支援企業4企業

(2) 花のまちづくり事業参加団体数 153 団体

(3) 資源回収推進事業参加団体数 83 団体

子供会や老人クラブ、自治会等により、主体的に資源回収事業が行われています。

3 町民節電所出前講座

山形県地球温暖化防止活動推進員が出向き、町民節電所事業について出前講座を行い、節電所の考え方や省エネルギーの大切さについて学習する機会を設けています。

地域コミュニティによる環境美化活動を活発化するための支援を行います

1 町民の自主的な環境活動の支援

町では、自治会等が自主的に行う環境活動に対し、交付金を交付し、町民の主体的な環境美化活動を支援しています。

住みやすい地域づくり活動交付金交付状況

事業項目	交付団体数
ごみステーション等整備事業 (新設及び修繕の事業費 1/2 以内、1 箇所につき 7 万円限度)	10 団体
環境保全活動支援事業 (環境保全活動等に取り組む自治会等に対し、基本額 1 万円に、4 月 1 日現在の世帯数に 120 円を乗じて得た額を加算)	115 団体

2 町民参加の清掃活動

自治会を単位とした環境保全活動以外にも、「きれいな川で住みよいふるさと運動」、「立谷沢川美化活動」など、町民が参加した清掃活動が行われ、ごみ拾いや不法投棄物の撤去などを行っています。

また、「地域の道路はまず地域できれいに」という考えのもと、山形県が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し、県が支援を行う「マイロードサポート事業」に、本町からは 33 団体の参加があり、道路のごみ拾い、除草、植栽等の活動を行いました。

3 町民参加による公園管理

町内 14 箇所の農村公園の管理については、町が地元自治会等に委託し、地域住民が自分たちの公園として日常の管理を行っています。

4 町民の意見抽出・意見交換

環境保全協議会等を開催し、町の環境施策の周知を行うと共に、町民の意見抽出、意見交換の機会を設けました。

5 国や県等との連携・協働

不法投棄対策事業や河川美化活動、水質汚濁対策事業、公害問題については、国や県と連携して事業が進められています。

□ 普及・啓発

《5-3、環境保全の普及・啓発》

町の広報やホームページを活用した積極的な情報発信を推進します

1 町民への情報提供

(1) 町広報

毎月1日号にごみ処理量等の環境情報を掲載しています。

(2) 町ホームページ

ごみの分別やリサイクル、町の様々な環境施策、環境関連情報等について掲載しています。

不法投棄防止の啓発を徹底します

1 合同パトロールの実施

庄内地区不法投棄防止対策協議会主催の下、合同パトロールを実施しました。投棄物の回収と注意看板の設置、草刈り等の環境整備を行い、不法投棄されにくい環境整備に努めました。



庄内地区不法投棄防止対策協議会
との合同パトロール

ペット飼育マナーを徹底します

1 ごみのポイ捨てやペットの糞の放置禁止

ごみのポイ捨てについては、不法投棄となることを広報等で周知・啓発しています。
また、ペットの糞の持ち帰りと適正処理について、広報掲載や回覧チラシによる啓発を行いました。

第5章 重点プロジェクトの取り組み状況

重点プロジェクト① ごみ減量とリサイクル推進

1 ごみ排出量の減少

本町の令和5年度の総ごみ排出量は、基準年の平成27年比で1109.87tの減少となりました。

一方、町民一人一日あたりのごみ排出量は基準年と概ね変わらず、990.38gとなりました。

ごみ排出量の推移

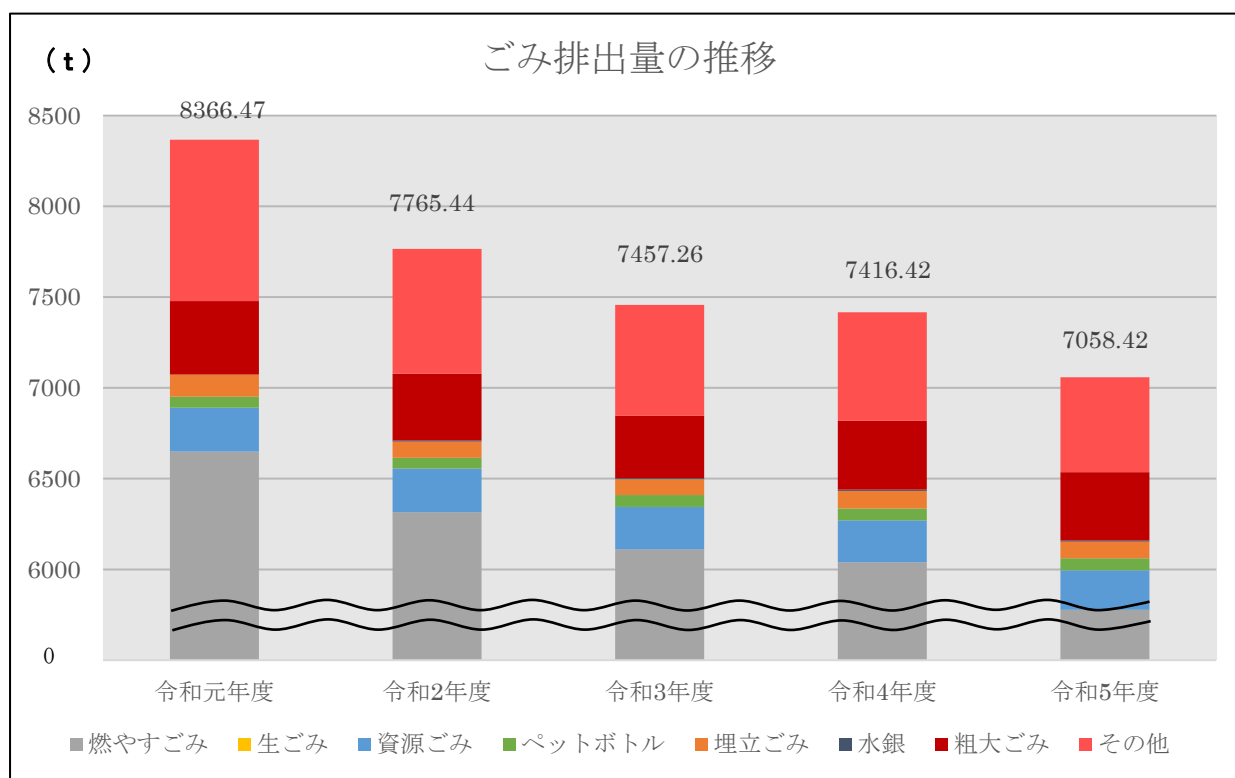
単位：t

年度	平成 27年度 (基準年)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
燃やすごみ	6,138.98	6,346.38	6,648.89	6,315.08	6,109.43	6,039.68	5,777.07
資源ごみ	281.77	256.07	242.15	240.54	234.73	230.67	218.30
ペットボトル	58.52	59.55	60.39	59.16	64.96	64.93	65.96
埋立ごみ	109.96	116.96	121.84	89.44	87.82	97.32	91.89
生ごみ	335.66	—	—	—	—	—	—
水銀	—	—	—	6.28	6.43	6.70	5.85
粗大ごみ	328.49	371.67	404.59	367.66	342.83	379.00	376.64
古紙	892.83	850.15	867.19	666.29	593.21	579.31	509.08
集団回収古紙以外等	8.67	6.64	6.39	4.58	2.57	2.01	1.58
古着	7.96	8.65	9.61	10.16	11.14	11.57	7.75
ペットボトルキャップ、割箸 ラベルライターカートリッジ	0.38	0.19	0.29	0.51	0.42	0.74	0.47
廃食用油	4.60	4.30	3.99	3.96	3.13	3.12	2.92
小型家電	0.47	0.25	1.14	1.78	0.59	1.37	0.92
総ごみ量	8,168.29	8,020.56	8,366.47	7,765.44	7,457.26	7,416.42	7,058.42

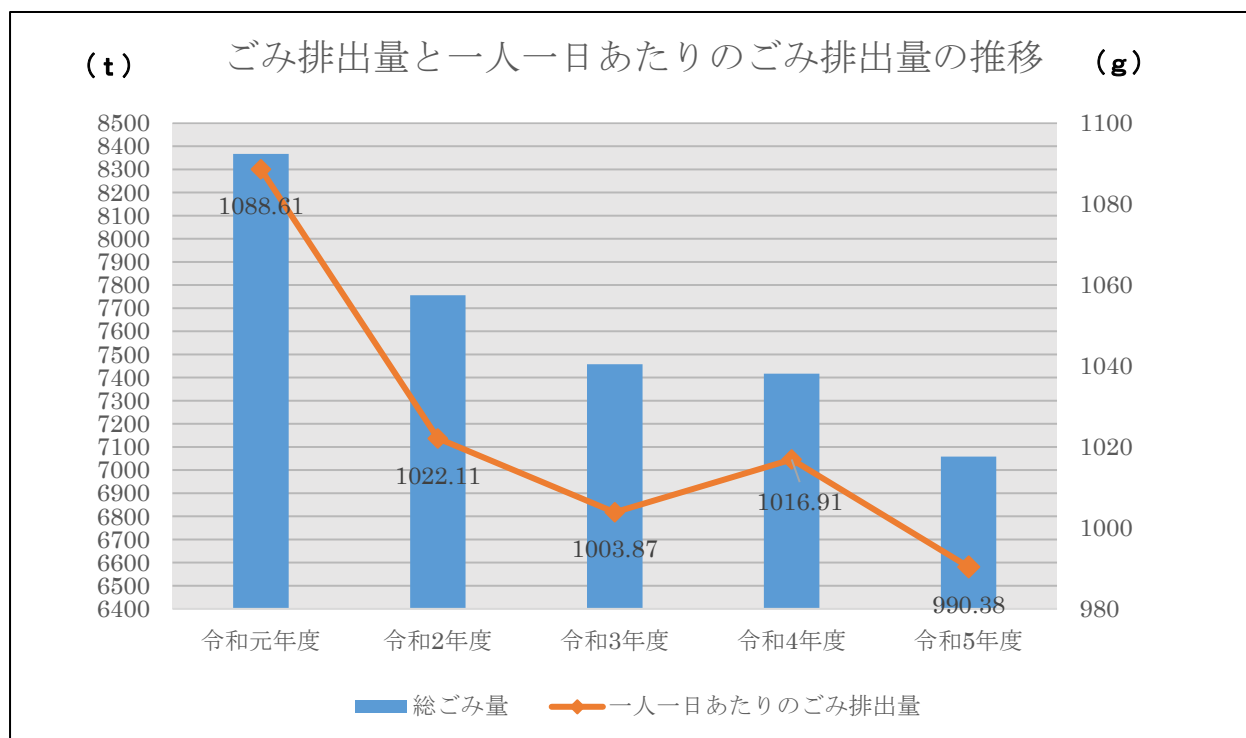
町民一人一日あたりのごみ排出量の推移

年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総ごみ量（t）	8,168.29	8,020.56	8,366.47	7,765.44	7,457.26	7,416.42	7,058.42
人口（人）	22,300	21,462	21,056	20,758	20,352	19,981	19,526
一人一日あたり のごみ排出量 （g）	1,000.80	1,023.86	1,088.61	1,022.11	1,003.87	1,016.91	990.38

※人口は年度の10月1日時点



平成 29 年 2 月より生ごみの分別収集を休止したことから、平成 29 年度以降、生ごみは燃やすごみとして排出しています。



2 リサイクルの推進

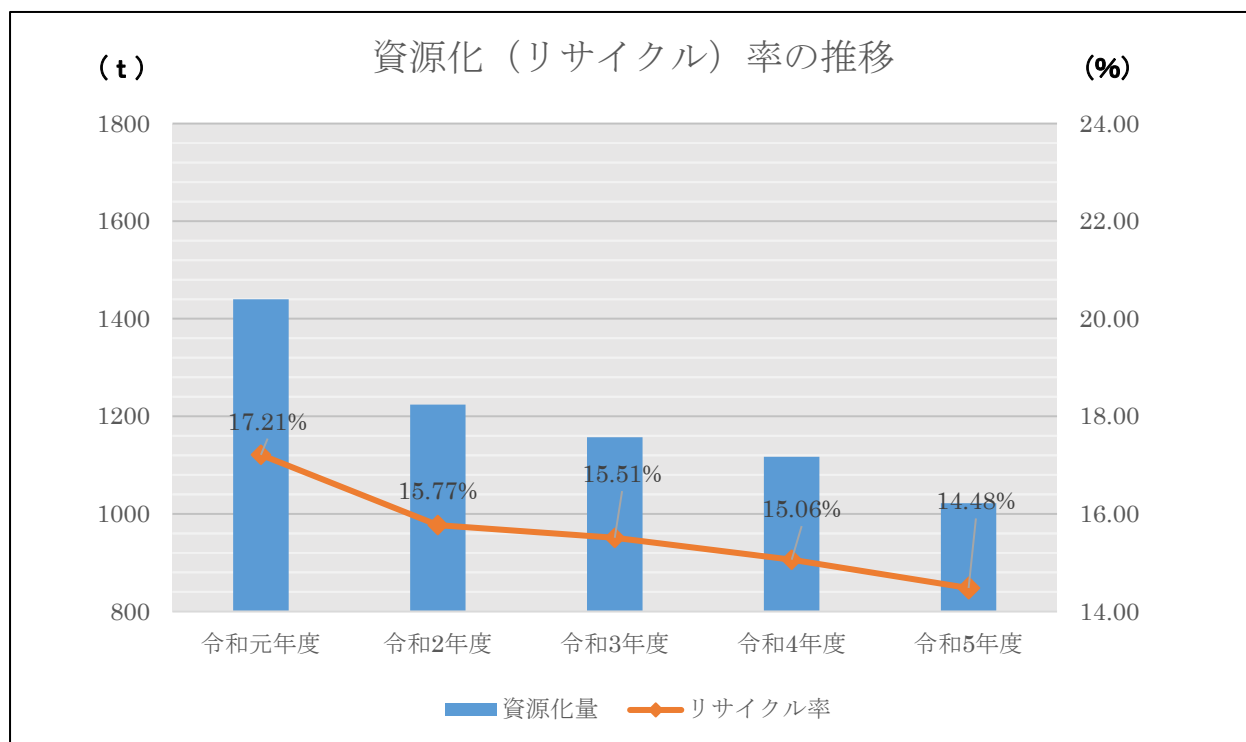
酒田地区広域行政組合が実施した「可燃ごみ分析」では、可燃ごみの約半数が紙・布類であるという結果になっています。古紙リサイクルを促進することは、燃やすごみの減量に大きな役割を果たします。

資源化（リサイクル）実績

単位：t

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
燃やすごみ	227.74	219.62	242.59	227.12	235.67	224.10	214.35
資源ごみ	225.95	216.62	205.84	208.58	209.61	193.13	182.78
ペットボトル	47.94	52.72	52.97	53.55	59.12	57.85	58.77
生ごみ	－	－	－	－	－	－	－
粗大ごみ	45.90	43.27	49.69	42.79	41.43	43.54	43.27
古紙	855.90	850.15	867.19	666.29	593.21	579.31	509.08
集団回収 古紙以外等	7.90	6.64	6.68	4.58	2.57	2.01	1.58
古着	5.80	8.65	9.61	10.16	11.14	11.57	7.75
ペットボトルキャップ、割箸、 ラベルライターカートリッジ	0.14	0.19	0.29	0.51	0.42	0.74	0.47
廃食用油	5.05	4.30	3.99	3.96	3.14	3.12	2.92
小型家電	0.27	0.25	1.14	1.78	0.59	1.37	0.92
資源化量合計	1,422.59	1,402.40	1,439.70	1,224.32	1,156.90	1,116.74	1021.89
リサイクル率 (%)	17.46	17.49	17.21	15.77	15.51	15.06	14.48

※回収したものから、リサイクルできないものを差し引いた重さ。燃やすごみの中からは、廃棄物溶融スラグや焼却鉄分・焼却アルミが、粗大ごみからは、主に鉄がリサイクルされています。



重点プロジェクト② 再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進

1 ゼロカーボンチャレンジ事業

2050 ゼロカーボンシティ実現のため、町民にゼロカーボンに関心を持ってもらうため、身近なところから二酸化炭素削減に取り組む「ゼロカーボンチャレンジ事業」を実施しています。

この事業は、町民一人ひとりにゼロカーボンへの理解と意識付けを行う地球温暖化防止の有効な対策になると考えられます。

令和5年度町民節電所事業の取り組み結果

実施期間	12月～1月（2ヶ月間）
参加世帯数	131世帯
報告世帯数	40世帯

2 町民節電所事業

令和5年度は、ゼロカーボンチャレンジ事業として実施した。電力会社からの検針票が各家庭に届かなくなったため、従来の節電量を競う形での実施は困難となっていることから、今後は国の施策に沿ったゼロカーボンの取組について、町民・事業者等に周知していく取り組みを行っていきます。

3 役場環境配慮行動計画

庄内町では、令和3年3月に「庄内町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減の目標を設定して、環境に配慮した取り組みを進行管理しています。

役場管理の施設における温室効果ガス排出量については、基準年と比較して31.5%の減少となり、目標の5%削減を達成することができました。

令和5年庄内町役場温室効果ガス排出量

	使用量単位	平成25年(基準年)	令和5年	温室効果ガス排出量削減目標	温室効果ガス排出量削減率
		温室効果ガス排出量 t-CO2	温室効果ガス排出量 t-CO2		
電気	kWh	2,550.2	1,836.4		-28.0%
都市ガス	m ³	611.7	687.8		+12.4%
灯油	ℓ	356.8	101.5		-71.6%
重油	ℓ	65.9	0.0		-100.0%
ガソリン	ℓ	94.3	84.4		-10.5%
軽油	ℓ	214.8	145.1		-32.4%
その他		371.9	65.6		-82.4%
温室効果ガス排出合計		4,265.6	2920.8	-5%	-31.5%

発行・編集

庄内町環境防災課環境衛生係

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1

TEL0234(43)0254